

発日監第 28 号
平成27年12月1日

日吉津村長 石 操 様
日吉津村議会議長 橋井 満義 様
日吉津村教育委員会委員長 奥田 恵子 様

日吉津村監査委員 山 崎 登

日吉津村監査委員 三 島 尋 子

平成27年度定例監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき平成27年度定例監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり提出します。

定例監査結果報告書

1. 監査期日

平成27年11月13日（金）、11月17日（火）

2. 監査の対象

- ①財産に関する調書・公有財産（土地及び建物、山林、有価証券、出資による権利）
- ②物品に関する調書
- ③基金に関する調書
- ④平成26年度に明許繰越した事務事業の契約状況と繰越事務状況及び27年度の進捗状況

3. 監査の説明員

前田会計管理者
高森総務課長、矢野総務室長、増本総務課主任
高田福祉保健課長
松嶋建設産業課長

4. 監査の実施方法

財産に関する調書・公有財産（土地及び建物、山林）、物品に関する調書については、矢野総務室長から、財産に関する調書、土地評価シート、建物評価シート、機械器具・物品等評価シートに基づいて説明を受けた。また有価証券、出資による権利、基金に関する調書については前田会計管理者から調書により説明を受けながら、証書並びに通帳を確認し監査を行った。

平成27年度に明許繰越した事務事業の契約状況と繰越事務状況及び27年度の進捗状況については、各担当課長並びに担当者から繰越事業一覧表、歳入計算書、歳出計算書、契約書の写し等により説明を受け監査を行った。

項目毎に、質疑を交えながら説明を受け内容を検討し、追加資料等の提出も受け、最終的に12月1日にまとめたものである。

5. 監査の結果と意見

1) 財産に関する調書・公有財産（土地及び建物、山林）について

昨年に引き続き財産に関する調書等で説明を受けた。公会計制度の変更には公有財産の整備は重要である。業者委託により台帳の整備も進み、形となってきているが、実際の運用、自己財産の適正管理という点からも、台帳等の早急な整備を行われたい。

2) 物品に関する調書について

備品台帳により説明を受けたが、こちらも土地、建物同様に、村として物品の管理方針、備品台帳の作成基準等を明確にし、全庁をあげて備品台帳の早期整備を図られたい。

尚、財産に関する調書の2、物品については取得価格、保有価格を明記されたい。

3) 基金、有価証券、出資による権利に関する調書について

各金融機関から最低年一度の残高証明の取得、サテライトコミュニケーションネットワーク、中海テレビについては株主総会後の残高証明の更新が必要と考える。

各基金の中で、昨年度も指摘したが、国際交流基金については、設置目的にあった運用が出来ているかどうかの検証と、人材育成交流事業などへのより有効な活用方法がないかを再考し、具体的成果を村民に説明すべきと考える。

地域福祉基金については、現在の社会情勢を考え、地域見守り等、活動支援への活用を検討されたい。

4) 平成27年度に明許繰越した事務事業の契約状況と繰越事務状況及び27年度の進捗状況について

平成27年度に明許繰越となった複合施設建設事業、プレミアム商品券発行事業等、計11事業についてそれぞれ各担当から説明を受けた。

複合施設建設事業の照明備品については購入しないとの説明を受けたが、建物の完成時期を考えると、繰越明許にする必要があったのか疑問に感じる。

プレミアム商品券発行事業については、未換金額がないよう利用促進を図られたい。

日吉津の魅力発信事業については、これから入札のようだが、年度当初からの取組みが何故できなかったかの検証と早急な事業実施を図られたい。

日吉津村地方創生総合戦略にもつながる事業が多い。その取り組みを生かすためにも計画通りの事業の遂行をされたい。

繰越事務については予算計上、また地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越計算書は適正に処理されていた。